

税 務

福祉車両の非課税措置悪用事例が横行

消費税増税で租税回避額拡大、27年改正で車両本体への非課税廃止も

要
約

- 消費税率の引上げに伴い、福祉車両に対する非課税措置を悪用した租税回避行為が拡大。
- 福祉車両向けの改造に伴い本体価格への消費税も非課税となる結果、「消費税額－改造費」が“節税”に。
- 早ければ平成27年度税制改正で、車両本体は課税対象とされる可能性も。

消費税を巡っては、これまでも多くの不正が行われてきた。いわゆる“自動販売機節税”（非課税売上となるアパート等の家賃収入が発生する前に自動販売機を設置して課税売上を100%とすることで、アパート等の建築にかかった消費税を全額仕入税額控除するスキーム）や、法人設立時の事業者免税点制度を悪用し、法人の設立や解散を繰り返すことで免税事業者であり続ける事例は記憶に新しいところだ。いずれも会計検査院の指摘を受け、既に封じ込め策が講じられているが、消費税率が引き上げられる中、新たな租税回避行為が一部で横行している。

問題となっているのは、福祉車両に対する消費税の非課税措置を悪用したもの。消費税法上、「身体障害者用物品」の譲渡等は非課税とされている（消費税法6条別表1十）。具体的な非課税対象物品は厚生労

働大臣により告示指定されているが、例えば、手でアクセルペダルとブレーキペダルを操作できる手動装置や、左足用のアクセルなどがこれに該当する。通常の車両（改造が加えられていないもの）にこれらの改造を加えた場合、改造部分のみならず、車両本体価格についても消費税が非課税となる。このため、改造費を低く抑えれば、「本体価格＋消費税」よりも「本体価格＋改造費」の金額が安くなるケースが出て来る。特に車両本体価格が高額であればあるほど両者の差額は大きくなり、また、消費税率引上げに伴い、その差は拡大している。

この点を利用し、一部の税理士は、健常者に対し、簡易な改造を加えることによる消費税の“節税”を勧めているという。比較的簡易な改造であれば費用が10万円以内というものもあり、高級車を購入すれば、“節税額”にあたる「消費税額－改造費」が100万円を超えるケースもあるという。改造により取り付けられた装置は、車両購入後に取り外されることが多いようだ。

税務当局はこうした租税回避行為を問題視しており、早ければ平成27年度税制改正で見直しが実施される可能性がある。具体的には、車両本体価格の消費税を非課税とすることをやめ、消費税非課税対象を改造部分に絞り込む改正が実施されることになろう。